## 「新宿区葬祭施設の設置及び管理運営に関する指導要綱」の概要

## Ⅰ 指導要綱とは

葬祭施設の設置の計画及び管理運営に関し、葬祭施設を設置する事業主に対し協力を求めることにより、良好な近隣関係を保持し、地域における健全な生活境の維持及び向上に資することを目的に、「新宿区葬祭施設の設置及び管理運営に関する指導要綱」を制定しました。 平成24年5月1日から施行します。

## Ⅱ 新宿区における要綱上の定義

### 1 葬祭施設

葬祭施設とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ①業として、葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設
- ②業として、遺体の保管を行うことを主たる目的とした施設(病院その他の医療施設を除く。)

### 2 葬祭施設の設置等

葬祭施設の新築、改築、増築、移転、大規模修繕、用途変更及び使用方法の変更等により、 葬祭施設を設置することをいいます。

#### 3 事業主

葬祭施設の設置又は管理運営をしようとする者をいいます。

#### 4 近隣関係住民等

- ①葬祭施設の敷地境界線から100m以内に住所を有する者及び同範囲に含まれる町会・自治会及び商店会
- ②上記町会・自治会に隣接する町会・自治会

# Ⅲ 主な指導内容

#### 1 近隣関係住民等への周知等

- ①事業主は、60日前までに葬祭施設の計画概要が記載された書類等を当該施設敷地内に掲示
- ②事業主は、計画概要書類等掲示から10日以内に、葬祭施設置計画に係る説明会の開催等による近隣関係住民等への周知
- ③事業主と近隣関係住民等が、葬祭施設の設置・管理運営に関する協定を締結

### 2 区への報告等

事業主は、近隣関係住民等に対する説明会の報告書等を区長へ提出

### 3 施設整備事項

- ①葬祭施設は、周辺の幹線道路と接続する有効幅員6m以上の道路に接すること。
- ②葬儀の受付、参列、見送り等のスペースは、葬祭施設内に確保すること。
- ③湯灌作業車、葬儀場設営作業車、参列者の利用する車両の駐車場を敷地内に確保すること。
- ④葬儀関係者に自転車を利用させる場合は、その敷地内に自転車駐輪場を確保すること。
- ⑤遺体の運搬にあたっては、遺体が葬祭施設の外部から視認されない措置を講ずること。
- ⑥遺体洗浄、遺体保管機器洗浄等に使用する洗浄・排水設備は、施設内に設置すること。
- ⑦防視・防音・防臭対策を施すとともに、周辺の景観と調和するよう配慮すること。

### 4 管理運営事項

- ①通夜・告別式・遺体搬出入等は、午前9時から午後10時までの間において、施設敷地内で行うこと。
- ②花環及び供花は原則設置しないことことし、やむを得ない事情により設置する場合は、施設内で外部から見えない場所に設置すること。
- ③血液・体液が付着した布・洗浄水等は、法令に基づき適切な処理を行うこと。
- ④東京都暴力団排除条例を遵守すること。
- ⑤葬儀の実施等により、近隣商店等の営業行為等を妨げないように配慮すること。
- ⑥衛生上及び安全上の管理を適切に行うこと。
- ⑦交通渋滞が予想される場合は、交通事故の防止措置等の対策を講ずること。
- ⑧近隣関係住民等の生活環境に支障が生じないよう十分配慮すること。

# IV 葬祭施設対策会議

- ①事業主と近隣関係住民等の間で、葬祭施設の設置または管理運営事項について協議が成立しない場合は、区長にあっせんを申し出ることができます。
- ②区長は、双方からあっせんの申し出があった場合、区職員で構成する「葬祭施設対策会議」 を設置し、事業主と近隣関係住民との間で協議が円滑に行われように調整します。ただし、 相当の理由があると認めるときは、一方からあっせんの申し出を行うことができます。

# V 主な手続き

- ①近隣関係住民等への周知(現地敷地内に計画概要書類等の掲示、説明会の開催)
- ②区長へ説明会の内容報告(報告書等の提出)
- ③近隣関係住民等と事業主との協定 ―

協議が成立しない場合は、区長へあっせんの申し出